

令和7年6月1日

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当連合会佐久事務所）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開します。

マージン率

=

派遣料金の平均額

−

派遣会員の平均賃金

派遣料金の平均額

※小数点以下第一位以下四捨五入

【令和6年度実績】

1	派遣労働者の数	117名
2	派遣先の数	35社（事業年度期間中の実数）
3	マージン率	23.1%
4	派遣料金の平均額	11,716円（1日8時間労働に換算）
5	派遣会員の平均賃金	9,008円（1日8時間労働に換算）
6	教育訓練に関する事項	安全運転講習、就業時講習
7	その他事項	労災保険、有給休暇制度等 ※社会保険・雇用保険加入なし シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されており、適用対象外となっております。

○ 公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会
佐久事務所
〒385-0043
長野県佐久市取出町183番地